

平成19年4月1日以前生まれで、20歳未満の方へ

日本脳炎予防接種の特例措置について



日本脳炎の予防接種後に重い病気になられた事例があったことをきっかけに、平成17年度から平成21年度まで、日本脳炎の予防接種のご案内を行っていませんでした。その後、新たなワクチンの接種が始まり、現在は通常どおり予防接種を受けられるようになっていきます。

接種を受ける機会を逃した人は、日本脳炎予防接種の全4回のうち不足している回数を、20歳になるまでの間に定期接種として無料で接種することができます。

母子健康手帳などで接種歴をご確認いただき、全4回の接種が完了していない人は、接種を検討してください。

■対象者 平成19年4月1日以前生まれで、日本脳炎予防接種の全4回の接種を完了していない20歳未満の方

■接種費用 無料（対象年齢内に限ります）

■接種場所 市内委託医療機関（高槻市ホームページ「高槻市定期予防接種委託医療機関一覧」でご確認ください）
 ※事前に医療機関への予約が必要となります。
 ※高槻市外（茨木市・島本町を除く）の医療機関で接種する場合は、高槻市が発行する「定期予防接種依頼書」が必要となりますので、事前に子ども保健センターまでご連絡ください。

■持ち物 母子健康手帳
 日本脳炎予防接種予診票

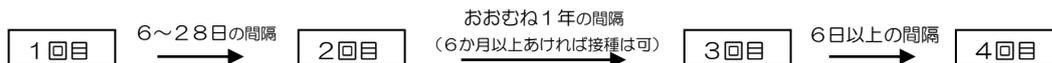
■接種回数 全4回接種のうち、不足している回数を接種

■接種スケジュール

平成23年5月20日までに接種した回数によって接種スケジュールが異なります。

下記スケジュールに沿って、不足している回数を接種してください。

*平成23年5月20日までに1回も接種したことがない場合



*平成23年5月20日までに1回でも接種したことがある場合 … 6日以上の間隔をおいて、残りの回数を接種

13歳以上の対象者の方へ

- ・母子健康手帳がなくても接種することはできますが、確実に記録を残すため、持参されることをお勧めします。
- ・予診票は、必ず13歳以上用のものをご使用ください。
- ・保護者の同伴がなくても接種することができますが、その際は保護者が本説明書をよく読んだ上で、予診票表面の保護者自署欄及び予診票裏面の「日本脳炎予防接種に関する同意書」に保護者の同意をご記入ください。

【問合せ先】高槻市子ども保健課（子ども保健センター）

住所：〒569-0096 高槻市八丁畷町12番5号

TEL：072（648）3272 FAX：072（648）3274

日本脳炎について

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。ブタなどを刺した蚊が、ヒトを刺すことによって、感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。ヒトからヒトへの感染はありません。

感染者のうち100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。この時の死亡率は約20～40%ですが、治った後に神経の後遺症を残す人が多くいます。

予防接種と副反応について

現在国内で使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、ベロ細胞という細胞でウイルスを増殖させ、ホルマリンなどでウイルスを殺し（不活化）、精製したものです。

厚生労働省が作成した「予防接種後健康状況調査」（平成25年度）によると、37.5度以上の発熱は、第1期初回の翌日に最も多く、接種を受けた人の2.4%、次いで接種当日で1.9%でした。これを38.5度以上の発熱で見ると接種当日が1.0%、接種翌日が0.8%でした。

接種した部位の腫れなどの局所反応は、第1期初回接種翌日での発生が1.4%、接種2日目が0.4%であり、第2期の接種での発生が最も多く、接種1日目がピークで3.8%でした。

また、平成24年11月1日～令和元年6月30日までに医療機関から副反応の疑い例として報告されたうちの重篤症例の発生頻度は、10万接種当たり0.7となっています。（厚生労働省作成「令和元年9月第43回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会資料」より）

予防接種を受けることができない場合

- ①明らかに発熱している方（医療機関で行った検温で37.5度以上の場合）
- ②重篤な急性疾患にかかっている方
- ③接種液の成分によって、アナフィラキシー（アレルギー反応）を起こしたことがある方
- ④妊娠している方

※妊娠中の接種に関する安全性は確立していないので、妊婦または妊娠している可能性のある方には接種しないことを原則とし、

予防接種上の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種することとされています。

- ⑤その他、医師に予防接種を行うことが適当でないと判断された方

予防接種を受ける際に注意を要する場合

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などで治療を受けている方
- ②予防接種後2日以内に発熱のみられた方及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた方
- ③過去にけいれん（ひきつけ）を起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる方
- ⑤ワクチンにはその製造過程における培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などがあるので、これらにアレルギーがあると言われたことのある方

予防接種を受けた後の注意点

- ①予防接種を受けた後30分間程度は、医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応がこの間に起こることがまれにあります。
- ②接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。
- ③接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすりはやめましょう。
- ④接種当日は、激しい運動は避けましょう。
- ⑤接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

予防接種による健康被害救済制度について

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師または子ども保健課（子ども保健センター）へご相談ください。